

**重要事項のご説明**

**契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))**

平成 25 年 10 月

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、普通保険約款・特約集または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。  
(注)普通保険約款・特約集、保険証券は保険契約者にお渡しいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

**1. 商品の仕組みおよび引受条件等**

**1 商品の仕組み**

- (1) 団体総合生活補償保険は、普通保険約款と具体的な補償内容を規定した傷害(以下「ケガ」といいます)、疾病(以下「病気」といいます)等の各基本特約との組み合わせにより、保険期間中に被保険者がケガを被った場合や、病気により入院したり手術を受けられた場合等に保険金をお支払いする保険です。詳細はパンフレット等の該当箇所または普通保険約款・特約集をご確認ください。

補償の種類	補償の概要
ケガに関する補償	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。
疾病に関する補償	被保険者が病気になり、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術などを受けた場合に保険金をお支払いします。

- (2) 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。詳細はパンフレット等の該当箇所または普通保険約款・特約集をご確認ください。

**2 補償の内容等**

- (1) 保険金をお支払いする場合  
「保険金をお支払いする場合」についての詳細は、パンフレット等の該当箇所または普通保険約款・特約集をご確認ください。

- (2) 保険金をお支払いできない主な場合  
主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所または普通保険約款・特約集をご確認ください。

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
ケガに関する補償	<p>① 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>・ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</li> <li>・ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故                     <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間</li> <li>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</li> <li>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</li> </ul> </li> <li>・ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失</li> <li>・ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産</li> </ul> <p>② 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注1)</li> <li>・ 細菌性食中毒、ウイルス性食中毒</li> </ul> <p>③ 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故</li> <li>・ 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故                     <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間(ウ. に該当しない「自動車または原動機付自転車をを用いて道路上で競技等(*2)をしている間」を除きます)</li> <li>イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法・態様により、乗用具(*1)を使用している間(ウ. に該当しない「道路上で競技等(*2)に準ずる方法・態様により、自動車または原動機付自転車をを使用している間」を除きます)</li> <li>ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車をを用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車をを使用している間</li> </ul> </li> <li>・ 被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</li> </ul> <p>など</p> <p>(*1) 乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等をいいます。 (*2) 競技等とは、競技、競争、興行もしくはこれらのための練習または乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転もしくは操縦をいいます。</p>
疾病に関する補償	<p>① □ 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に発病した病気(注2)(注3)については保険金をお支払いできません。</p> <p>② 次のいずれかにより発病した病気に対しては保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>・ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</li> <li>・ むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注1)</li> <li>・ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用</li> </ul> <p>③ 次のいずれかによる病気に対しては保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気</li> <li>・ 被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産じょく期の異常を含みません。</li> </ul> <p>など</p>

(注1) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であってもレントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(注2) 被保険者が発病した時が、その病気による入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その病気は、保険期間の開始時以降に発病したものとして保険金お支払いの対象となります。

(注3) 上記の取扱い、「ご契約時に正しく告知して契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない病気等であってもそれが保険期間の開始時(継続契約の場合は、

継続されてきた最初の保険期間の開始時となります)より前に被ったものである場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に病気に入院を開始された等の場合には、保険金をお支払いできることがあります。

### (3) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細については、パンフレット等の該当箇所または普通保険約款・特約集をご確認ください。

#### △補償が重複する可能性のある特約のご注意

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(共済契約または異なる保険種類の特約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。ご加入にあたっては、特約の補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。

※なお、複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまうのでご注意ください。

### (4) 保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### (5) 引受条件(保険金額等)

①保険金額の設定については、以下の点にご確認ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、お客さまの保険金額については、加入申込票をご確認ください。

- ・保険金額は被保険者の方の年齢・収入等に照らして適切な金額となるようお決めいただきます。
- ・入院保険金日額、通院保険金日額はそれぞれ他の補償項目の保険金額との関係で制限があります。
- ・所得補償特約をセットいただいた場合の所得補償保険金額は、被保険者の方の加入する公的医療保険制度(健康保険法等の法律に基づく医療保険制度をいいます)による給付内容を勘案し、平均所得額(注1)の範囲内で、適切な額をお決めいただきます。なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額(注2)を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(注1)平均所得額とは、お申込み直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

(注2)平均月間所得額とは、被保険者が就業不能となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

②疾病に関する補償・所得補償特約をセットする場合で、被保険者が一定の年齢以上のときは、保険期間終了後、継続してご加入できないことがありますのであらかじめご了承ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## 2. 保険料

保険料は保険金額、保険期間等により決まります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、お客さまの保険料については、加入申込票をご確認ください。

## 3. 保険料の払込方法等

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

団体総合生活補償保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、保険契約者を通して、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## 職種級別を必ずご確認ください(所得補償特約をセットされる場合)

職種級別は、保険料の算出や保険金のお支払いに際し極めて重要な項目ですので、改めてご確認ください。

### 【所得補償特約の職種級別表(抜粋)】

基本級別	職業例
1級	会社役員・管理職(作業危険のない方)、一般事務員、医師、飲食店主、卸・小売店主・従業員(危険物を取り扱わない方)等
2級	研究者・技術者(危険物を取り扱わない方)、電気機械器具組立工(手工)、計器類修理工、食料品製造作業員(手工)、理容師、料理人、電気機械器具組立工(機械工)、計器組立工、プラスチック製造成形・加工工(手工)、食料品製造作業員(機械工)等
3級	金属彫刻工、竹細工・つる製品製造工(手工)、かわ製品製造作業員(手工)、陶磁器成形工、化粧品製造工、板金工、製鋼工、鋳物工、金属工作機械工、建設作業員、建設機械運転者等

※上記に記載のないご職業につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。

## 保険商品・契約内容に関するお問い合わせについて

【取扱代理店】 株式会社 JVCケンウッド・パートナーズ

【電話番号】 042-646-4788 ※おかけ間違いにご確認ください。

## 保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

### お問い合わせ、ご相談・苦情がある場合は

**0120-101060**

・携帯電話・PHSからもご利用いただけます。 ・おかけ間違いにご確認ください。  
・音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

※ご加入の団体名(一般社団法人 日本映像ソフト協会)をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。

※一部のご用件は営業店等からのご対応となります(下記のご注意いただきたい事項をご覧ください)。

※カスタマーセンターでは聞き間違い等によりお客さまにご迷惑をおかけしないよう内容確認のため、通話録音させていただきます。あらかじめご了承ください。

ご用件	受付時間	ご注意いただきたい事項
お問い合わせ、 ご相談・苦情	平日:AM9:00~PM5:00 (土・日・祝日および年末年始を除きます)	●実際の事故の保険金お支払可否に関するお問い合わせ等につきましては、ご契約の取扱代理店または引受保険会社営業店・サービスセンター等での手続き・ご対応となります。

### 事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター

**0120-985024**

※受付時間[365日24時間] ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。  
※おかけ間違いにご確認ください。

## 指定紛争解決機関について

### 引受保険会社との間で問題を解決できない場合は

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 【ナビダイヤル】 **0570-022808**

※受付時間 [平日AM9:15~PM5:00 (土日祝日および年末年始を除きます)]

※携帯電話からもご利用いただけます。PHS・IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。

※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください (<http://www.sonpo.or.jp/>)。

※通話料はお客さまのご負担となります。

※おかけ間違いにご注意ください。

- ご加入に際して申込書・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、普通保険約款・特約集または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- (注) 普通保険約款・特約集、保険証券は保険契約者にお渡しいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

### 1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について)

団体総合生活補償保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

### 2. 告知義務(ご加入時にお申し出いただく事項)

- (1) 申込人または被保険者になる方には、危険に関する重要な事項のうち、引受保険会社が加入申込票にて告知を求める※印の項目(告知事項)について、ご加入時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。
- (2) 申込人または被保険者の故意または重大な過失により、お申し出いただけなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります(下記③に該当した場合は、ご契約を解除させていただくことがあります)。ご加入に際して、今一度お確かめください。

告知事項  
(加入申込票の※印の項目)

- ①被保険者の生年月日(注1)、年齢(注1)、職業・職務(注2)  
②健康状態告知(注1)(注3)(注4)  
③同じ被保険者について身体のケガまたは病気に対して保険金が支払われる他の保険契約等の有無

(注1) 疾病に関する補償・所得補償特約のいずれかをセットした場合に告知事項とさせていただきます。

(注2) 所得補償特約をセットした場合に告知事項とさせていただきます。

(注3) 健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みになったうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただきます。その際、必ず被保険者ご自身が回答内容が事実と相違ないことをご確認のうえ、ご署名ください。また、ご回答いただいた内容により、契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただいたりすることがありますので、あらかじめご了承ください。なお、補償内容が拡大しない継続契約の場合は告知事項となりません。

(注4) 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、お申し出いただけなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(\*)から1年以内であれば、ご契約を解除させていただくことがあります。また、保険期間の開始時(\*)から1年を経過していても、お申し出いただけなかった事実、またはお申し出いただいた内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時(\*)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。

(\*) 継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

(注5) タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

### 3. 傷害死亡保険金受取人について

被保険者ご本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者ご本人の法定相続人が傷害死亡保険金受取人となります。また、被保険者ご本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合は、必ず被保険者ご本人の同意を得てください。なお、同意のないまま契約された場合、この保険契約は無効となります。詳細はパンフレット等の該当箇所または普通保険約款・特約集をご確認ください。

### 4. 所得補償特約をご契約いただくお客さまへ

- (1) 所得補償保険金額(ご契約金額)は、被保険者の方の加入する公的医療保険制度(健康保険法等の法律に基づく医療保険制度をいいます)による給付内容を勘案し、平均所得額(注1)の範囲内で、適切な額をお決めいただけます。なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額(注2)を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- (注1) 平均所得額とは、お申込み直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。
- (注2) 平均月間所得額とは、被保険者が就業不能となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。
- (2) 保険期間中に次のような事項が発生した場合は、すみやかに保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
- ①ご契約時に保険金額を平均所得額より高く設定していたことが判明した場合  
②ご契約後に所得の平均月間額が著しく減少した場合

### 5. 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。

- (1) 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等が発生させた場合  
(2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合  
(3) 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合  
(4) 複数の保険契約に加入されることで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合 など
- この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

### 6. 無効、取消し、失効について

下記の事がらに該当した場合について、既に払い込みいただいた保険料の取扱いは以下のとおりです。なお、所得補償特約については、特約ごとに別の定めがある場合がありますので、詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

- (1) 以下のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込みいただいた保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。
- ①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってご契約を締結した場合  
②被保険者ご本人の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者ご本人とする保険契約について、その被保険者ご本人の同意を得なかった場合
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によってご契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。この場合、既に払い込みいただいた保険料は返還できません。
- (3) 被保険者が死亡(注)された場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込みいただいた保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- (注) 傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡された場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

### 7. 保険責任開始期

保険責任は、始期日の午後4時に始まりです。

### 8. 保険金をお支払いできない主な場合

次の場合には保険金をお支払いできません。なお、主なものを記載しておりますので、詳細はパンフレット等の該当箇所または普通保険約款・特約集をご確認ください。

#### (1) ケガに関する補償

①次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。

- ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注1)

- ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波(注2) など

②下記のものは保険金をお支払いできません。

・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注3)

など

(注1) テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

(注2) 「天災補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。

(注3) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であってもレントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(2) 疾病に関する補償・所得補償特約

・保険期間の開始時(注)より前に発病した病気等(その病気等を原因とする損失、損害を含みます)については、保険金をお支払いできません。

※上記の取扱い、「ご契約時に正しく告知して契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない病気等であってもそれが保険期間の開始時(注)より前に被ったものである場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間の開始時(注)からその日を含めて1年を経過した後に病気により入院を開始された等の場合には、保険金をお支払いできることがあります。

(注) 継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

9. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

分割払でご契約の場合、引受保険会社が死亡保険金をお支払いすべき事故が発生した場合には、未払込分の保険料を請求させていただくことがあります。

10. 解約と解約返れい金について

ご加入後、ご契約を解約される場合には、保険契約者を通して取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。解約の条件によっては、引受保険会社の定める規定により保険料を返還、または未払込分の保険料等をご請求させていただくことがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合は、払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約はぜひ継続することをご検討ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

11. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合等、業務または財産の状況が変化したときには、保険金、解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等については次のとおりとなります。

補償内容	傷害に関する補償		疾病に関する補償	
	保険金支払い	解約返れい金	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	80% (注)	80%	90%	90%

(注) 破綻後3か月以内に発生した保険事故にかかる保険金は100%まで補償されます。

※上記以外の保険金、解約返れい金等の補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問合わせください。

12. 万一、事故が発生した場合のご注意

1 事故の発生

(1) 事故が発生した場合には、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

(3) 賠償責任を補償する特約をご契約の場合、賠償事故・被害事故に関わる示談交渉・損害賠償請求権の委任等は、必ず引受保険会社とのご相談のうえ、おすすめてください。

(4) 被保険者が実際に被った損害などを補償する特約については、補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はパンフレット等の該当箇所または普通保険約款・特約集をご確認ください。

<引受保険会社がお支払いする保険金の額> (注1)

①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額(注2)をお支払いします。

②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額(注2)を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。

(注1) お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。詳細はパンフレット等の該当箇所または普通保険約款・特約集をご確認ください。

(注2) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、後記<別表「保険金請求書類」>のうち引受保険会社が求める書類をご提出していただく必要があります。

なお、必要に応じて後記<別表「保険金請求書類」>以外の書類のご提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は2「保険金のお支払時期」に掲げる書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

保険商品・契約内容に関するお問合わせについて

【取扱代理店】 株式会社 JVCケンウッド・パートナーズ

【電話番号】 042-646-4788 ※おかけ間違いにご注意ください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

お問合わせ、ご相談・苦情がある場合は

0120-101060

・携帯電話・PHSからもご利用いただけます。 ・おかけ間違いにご注意ください。

・音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

※ご加入の団体名(一般社団法人 日本映像ソフト協会)をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。

※一部のご用件は営業店等からのご対応となります(下記のご注意いただきたい事項をご覧ください)。

※カスタマーセンターでは聞き間違い等によりお客さまにご迷惑をおかけしないよう内容確認のため、通話録音させていただきます。あらかじめご了承ください。

ご用件	受付時間	ご注意いただきたい事項
お問合わせ、 ご相談・苦情	平日：AM9：00～PM5：00 (土・日・祝日および年末年始を除きます)	●実際の事故の保険金お支払可否に関するお問合わせ等につきましては、ご契約の取扱代理店または引受保険会社営業店・サービスセンター等での手続き・ご対応となります。

## 事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター

0120-985024

※受付時間 [ 3 6 5 日 2 4 時間 ]

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

※おかけ間違いにご注意ください。

## 指定紛争解決機関について

### 引受保険会社との間で問題を解決できない場合は

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

**一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 【ナビダイヤル】 0570-022808**

※受付時間 [ 平日 AM 9 : 15 ~ PM 5 : 00 ( 土日祝日および年末年始を除きます ) ]

※通話料はお客さまのご負担となります。

※携帯電話からもご利用いただけます。PHS・IP電話からは **03-4332-5241** をご利用ください。

※おかけ間違いにご注意ください。

※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください ( <http://www.sonpo.or.jp/> ) 。

## <別表「保険金請求書類」>

(1)	保険金請求書 (個人情報の取扱いに関する同意を含みます)	
(2)	引受保険会社の定める傷害 (疾病・損害など) 状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告される書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)~(9)に掲げる書類もご提出いただく場合があります。	
(3)	被保険者であることを確認する書類 書類の例 ・ 家族関係の証明書類 (住民票、戸籍謄本)	など
(4)	保険金の請求権をもつことの確認書類 書類の例 ・ 印鑑証明書、資格証明書 ・ 戸籍謄本 ・ 委任状 ・ 未成年者用念書 【質権が設定されている場合】・ 質権者への支払確認書 ・ 保険金直接支払指図書 ・ 債務額現在高通知書	など
(5)	ケガに関する保険金をご請求する場合に必要な書類	
①	保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・ 公的機関が発行する証明書 (事故証明書など) ・ 死亡診断書または死体検案書	など
②	保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・ 引受保険会社の定める診断書 ・ 領収書 ・ 後遺障害診断書 ・ レントゲン等の検査資料	など
③	その他の書類 書類の例 ・ 運転資格を証する書類 (免許証など) ・ 調査同意書 (引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書)	など
(6)	疾病に関する保険金をご請求する場合に必要な書類	
①	保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・ 引受保険会社の定める診断書または領収書 ・ 先進医療費用の支出を証する書類	など
②	その他の書類 書類の例 ・ 調査同意書 (引受保険会社が疾病の状況や程度などの調査を行うために必要な同意書)	など
(7)	所得に関する保険金をご請求する場合に必要な書類	
①	保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・ 公的機関が発行する証明書 (事故証明書など)	など
②	保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・ 引受保険会社の定める診断書 ・ 所得確認書類 (源泉徴収票、確定申告書、決算書など)	など
③	その他の書類 書類の例 ・ 調査同意書 (事故またはケガ・病気などの調査を行うために必要な同意書)	など
(8)	損害賠償責任に関する保険金をご請求する場合に必要な書類	
①	保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・ 公的機関が発行する証明書 (罹災証明書・事故証明書) またはこれに代わるべき書類 (被害届出受理番号を記入した書類) ・ 賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿 ・ 預かり伝票など受託物であることの確認資料 ・ 事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真	など
②	保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・ 修理見積書、請求明細書、領収書 ・ 損害賠償内容申告書 ・ 示談書またはこれに代わるべき書類 ・ 休業損害確認資料 (休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書) ・ 交通費、諸費用の明細書 ・ 購入時の領収書、保証書、仕様書 ・ 図面 (配置図、建物図面) ・ 引受保険会社の定める診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書 ・ レントゲンなどの検査資料 ・ 死亡診断書または死体検案書 ・ 葬儀費明細書、領収書 ・ その他の費用の支出を示す書類 ・ 受領している年金額の確認資料 ・ 労災からの支給額の確認資料	など
③	その他の書類 書類の例 ・ 権利移転書 ・ 先取特権に関わる書類 (被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類) ・ 調査同意書 (引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書)	など
(9)	その他費用に関する保険金をご請求する場合に必要な書類	
①	保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・ 公的機関が発行する証明書 (事故証明書、盗難届証明書など) ・ ホールインワン・アルバトロス証明書 ・ 扶養者などの戸籍謄本 ・ 損害物の写真	など
②	保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・ 被害品の価格を証明する書類 ・ 修理見積書 ・ 領収書	など
③	その他の書類 書類の例 ・ 他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの ・ 調査同意書 (引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書)	など

## ＜その他ご注意いただきたいこと＞

### 1 危険を有する職業に変更される場合のご注意

被保険者の方がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競走選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に変更される場合は、これらの職業に従事中的ケガについては保険金をお支払いできません。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合せください。

### 2 保険金の代理請求について

被保険者の方に保険金をご請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金をご請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）がございます（被保険者の方に法定代理人がいる場合や第三者に保険金のご請求を委任している場合は、この制度をご利用いただけません）。

- 保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合

など

#### 【被保険者の代理人となりうる方】

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② 上記①の方がいない場合や上記①の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 上記①および②の方がいない場合や上記①および②の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせいただくようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

### 3 税法上の取扱い（平成25年12月現在）

保険料負担者が個人の場合、払い込みいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除の対象となります。

※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

### 4 所得補償特約がセットされた場合の取扱いについて

所得補償保険金について、損失が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、引受保険会社がその損失に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 引受保険会社が損失の額の全額を保険金としてお支払いした場合

被保険者が取得した債権の全額

② 上記①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損失の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※1 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損失の額に対して所得補償保険金をお支払いします。

※2 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

### 5 ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

### 6 被保険者による保険契約の解約請求について

被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次の①から⑥のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約を解約することを求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、この保険契約を解約しなければなりません。詳細はパンフレット等の該当箇所または普通保険約款・特約集をご確認ください。

#### 【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ① この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 以下に該当する行為のいずれかがあった場合
  - ・ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガを発生させ、または発生させようとした場合
  - ・ 保険金を受け取るべき方が、この保険契約に基づく保険金のご請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事から発生させた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事からにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、この保険契約を解約することができます。その際はご本人を証明していただく資料等をご提出していただきます。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

#### 【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページをご覧ください。

<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

## ＜ご契約いただく内容に関する確認事項＞

お客さまのご希望に沿う保険商品を提案させていただいておりますが、加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご希望を満たした内容であるか再度ご確認・ご了解のうえご加入ください。また、払込みいただく保険料が正しいものとなるよう保険料算出にかかわる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

● 今回お申込みいただくご契約についてご確認をお願いいたします。

1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年齢」「性別」、所得補償特約をセットされる場合の「職業・職務」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
  2. 「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
  3. 下記項目について、お客さまのご希望どおりとなっていることをご確認ください。
    - ①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
    - ②保険金額（ご契約金額）（型やパターンなど）
    - ③保険料
    - ④被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めた補償など）※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりの設定であることをご確認ください。
  4. 所得補償特約をセットする場合の所得補償保険金額は、平均所得額（注）の範囲内で設定されていることをご確認ください。  
（注）平均所得額とは、ご加入直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。  
※所得とは、保険証券に記載された業務を遂行することにより得られる給与所得・事業所得・雑所得にかかる総収入額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
  5. 補償が重複する可能性のある特約については、ご契約の要否をご確認ください。
- 現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社